

役に立つ 消費税実務問答集

はじめに

消費税は、平成元年4月に導入されてからすでに4半世紀が経過し、我が国の基幹税として国民の生活の中にも定着し、税収等から見てその重要性はますます高まっています。

しかしながら、消費税は課税の対象や仕入税額控除制度等において法人税や所得税とは異なった考え方を要求されるものがあり、いまだに消費税の取扱いに関する質問が多く寄せられています。

税率の引上げに当たっては、種々の経過措置が設けられていることからこの経過措置に関する疑問も数多く寄せられています。

また、平成26年度の税制改正において、輸出物品販売場における免税制度、簡易課税制度の事業区分及びみなし仕入率が見直され、これらに関する疑問点も寄せられています。

そこで本稿では、最近寄せられた消費税の取扱いに関する一般的な疑問点、税率の引上げに伴う経過措置に関する疑問点及び

消費税の改正事項に関する疑問点の3部構成とし、それぞれについてQ & Aの形式で紹介いたします。

なお、税率に関する経過措置の疑問点については、基本的な事項は既に明らかにされていますから、税率を適用する上で今後の参考になるべきものを中心に紹介します。

税理士 和氣 光

課税関係のQ&A

権利変換の目的物を建物完成前に譲渡する場合

問1

当社は、第一種市街地再開発事業による権利変換により再開発に係る土地及び建物を取得します。当社は権利変換により譲渡することとなる土地及び建物についての利用予定がないため、建物の完成前に権利変換の目的物を売却する予定です。

この場合において、土地は持ち分が equal ですが、建物は完成前であり現業の譲渡は存在しないこととなりますが、消費税の課税関係はどのようになるのでしょうか。

答1

事例について検討すると、次の通りとなります。権利変換に係る消費税の取扱い

権利変換に係る消費税の取扱いは、変換後の土地・建物等に係るものとして取り扱われます。事例の場においては、権利変換期日以後の建物

会社員が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却

問2

会社が、自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による固定価格買取制度に基づき、その余剰電力を電力会社へ売却している場合、課税の対象となるのでしょうか。

したがって、照会のように、事業者でない者が生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた余剰電力の販売を行う場合も、事業として行うものには該当せず消費税

人格のない社団が合併した場合の納税義務の判定

問4

課税事業者である人格のない社団Aと免税事業者である人格のない社団Bが合併し、合併後はBが存続し、Aの財産・債務はすべてBに引き継がれます。

この場合において、合併後のBの納税義務の判定は消費税第11条A合併があった場合の納税義務の特例の規定に基づき行う必要があるのでしょうか。

答4

消費税法において、法人とみなして、法人とみなして、この規定を適用する旨が規定されています。したがって、人格のない社団は、法人とみなして消費税法の規定が適用されるものと見なすことができます。

海外旅行のお土産に係る消費税の免除

問3

私はこの度、ヨーロッパ旅行に行こうと計画しています。旅行に際して友人からお土産を頼まれました。

そこで、海外旅行の際に現地で購入したお土産を帰国の際持ち帰る場合にも消費税がかかるのでしょうか。

答3

海外旅行者が400円、海外旅行のお土産等を国内に持ち帰る場合は、一定の数量(酒700ml、たばこ200本、免税地域からの持ち込み品)に限り、消費税の引取りに該当し、消費税の課税対象となるものとなります。ただし、消費税率が20%

問2 電力の売却は、会社員が事業の用に供することなく、生活の用に供するために電力会社に売却するもの

問4 課税事業者である人格のない社団Aと免税事業者である人格のない社団Bが合併し、合併後はBが存続し、Aの財産・債務はすべてBに引き継がれます。

問3 私はこの度、ヨーロッパ旅行に行こうと計画しています。旅行に際して友人からお土産を頼まれました。

答4 消費税法において、法人とみなして、法人とみなして、この規定を適用する旨が規定されています。したがって、人格のない社団は、法人とみなして消費税法の規定が適用されるものと見なすことができます。

